

論点に対する回答

分野	企業の会計業務におけるデータ流通の促進（決済データのAPI連携）
省庁名	金融庁
以下の論点について、下記回答欄にご回答ください。	
<p>中小企業等の業務効率化、デジタル化には、会計ソフトに代表される電子決済等代行業者等の企業のバックオフィス電子化ツールの活用が効果的であり、個人及び事業者の預金口座のAPI連携に関する努力義務を課す銀行法の改正（2018年6月施行）を受けた銀行のAPI開放の進展が、会計ソフト等による銀行口座の入出金情報の参照を容易とし、その利便性向上に寄与したとの声がある。</p> <p>一方、近年、クレジットカードや電子マネー、QRコード決済等のキャッシュレス決済の普及が進められており、一部の事業者が提供するサービスは社会インフラの一つとして、高い公共性を有するに至っている。しかし、銀行以外のクレジットカード発行会社、アクワイアラ、決済代行会社、資金移動業者、前払式支払手段発行者等の事業者については、API開放の努力義務はなく、会計ソフト等とのAPI連携が進んでいない状況にある。</p> <p>このままでは、国民の家計の把握もさることながら、これらの送金・決済データの活用が進まないことにより事業者の会計情報の的確な把握や、決済から納税までの一気通貫したデータ流通や、商取引・会計の情報を利用したシームレスな取引の指図が実現できないなど、企業の業務効率化・デジタル化が不十分なものとどまる懸念がある。APIの開放には、送金・決済手段を提供する事業者におけるシステムの改修が必要であり、一律の義務化には慎重に検討する必要があるが、少なくとも、利用者数が多く、社会インフラの一部として機能している大手事業者のAPI開放は重要と考えられる。</p> <p>【論点1】電子マネーやQRコード決済等のAPI連携について</p> <p>決済データのデータ流通を促進するため、近年、決済手段として利用が広がっている、いわゆる電子マネーやQRコード決済を提供する資金移動業者、前払式支払手段発行者等については、API連携に関する努力義務を課すべきではないか。また、努力義務を課す上では、一定規模以上の事業者と</p>	

というような線引きが必要になると考えられるが、その基準としてはどのようなことが考えられるか。

【回答 1】

- 2018 年施行の改正銀行法においては、利用者保護を図りつつ、フィンテック企業と金融機関との連携・協働によるイノベーションを推進するため、オープンAPIの制度的枠組みを整備したものであり、決済サービスの中でも特に重要な役割を担っている者という観点から、銀行等の預金取扱金融機関をオープンAPIの努力義務の対象としたところ。
- 資金移動業者等については、銀行に比して、小規模の事業者が想定され、また、少額の取引のみを行うものであり、決済システムに与える影響が銀行に比べて限定的であったことから、オープンAPIの努力義務の対象とはされなかったという経緯がある。
- 今後、キャッシュレス化の進展に伴い、決済サービスにおける資金移動業者や前払式支払手段発行者の果たす役割がさらに拡大し、銀行等と同様に重要な役割を果たすようになった際には、これらの事業者によるオープンAPIの制度的対応の要否について、関係する事業者を含めて議論していくことが重要となると認識している。

【論点 2】 API 連携を行うに当たってのコスト負担について

APIの開放には一定の費用を要する一方、国民や事業者が、自らの決済に係るデータを利用するに当たり、サービス事業者に多額の費用を払わなければならない状況が生じることは望ましくないと考えられる。

エンドユーザーである会計ソフト・家計簿ソフト等の利用者が負担し得る金額についても考慮した上で、コスト負担の在り方について検討し、必要に応じて指針等を示すことは考えられないか。

※公正取引委員会「家計簿サービス等に関する実態調査報告書」（令和2年4月公表）にて、銀行APIでの議論における、競争政策上・独占禁止法上の考え方等が示されているため、参考にされたい。

【回答2】

- API連携を行うに当たってのコスト負担については、事業者間の契約交渉や、経営判断としてサービス提供に係る対価が決定されるものであり、独占禁止法上の優越的地位の濫用等の各種法令に違反しない限り、自由に決定されるべき事項と認識している。

- また、資金移動業者等が保有する取引情報等は、当該資金移動業者等が顧客管理コストを負担して整備したものであり、APIの開放等に伴う費用負担の在り方の検討に当たっては、当該顧客管理コストをどのように分担するかという点も、考慮する必要があると考えられる。